

## 令和8年度千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者登録要領

この要領は、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業における住民の利便性と住民福祉の向上を確保することを目的とし、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第2条第1項第1号に定める協力事業者の登録申請に関して必要な事項を定めるものとする。

### 1 事業名 令和8年度千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者登録

(1) 募集期間 令和8年6月1日～令和8年7月31日

(2) 業務目的 村民の利便性と住民福祉の向上を確保するため協力事業者の拡大を目的とする。

(3) 業務概要 村内の高齢化率は上昇しており、日常の買い物支援や車いすでの利用などニーズも多様化してきている状況に対応するべく、さらなる担い手を確保するため、協力事業者の拡大を図る。

### 2 スケジュール

令和 8年 6月 1日（月） 登録申請開始 ※質問は随時受付

令和 8年 7月 31日（金） 登録申請締切

令和 8年 8月上旬頃 事業者登録審査・登録決定

令和 8年 8月下旬頃 契約締結

令和 8年 9月 1日（火） 業務開始

### 3 協力事業者の登録申請

(1) 実施要綱に基づく事業の実施について村に協力しようとするタクシー事業者は、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者登録申請書（様式第1号）に、道路運送法の規定による一般乗用客自動車運送事業許可証、事業内容説明書（事業者概要、事業計画書、現在の事業実績）を添えて、村長に申請するものとする。

(2) 村長は、前項の規定により登録申請を行った事業者を協力業者として登録したときは、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者登録認定（却下）通知書（様式第2号）により登録申請を行った事業者に通知を行うものとする。

(3) 協力事業者は、登録内容を変更し、又は事業を廃止し、若しくは事業を休止したときは、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者内容変更等届出書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

### 4 申請資格

実施要綱第2条第1項第1号に定める協力事業者の要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次の①②にいずれにも該当する者であること。

① 村内に事業所があること。

② 道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送業の許可を受けた事業者であること

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - ⑧ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

## 5 申請手続き

本業務の実施を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「4 申請資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

### (1) 募集要領の配布及び応募書類の受付

#### ア 配布期間

令和8年6月1日（月）から7月30日（木）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### イ 配布場所及び受付場所

千早赤阪村役場総務部総務政策課  
住 所：大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地（庁舎2階）  
電話番号：0721-72-0081

#### ウ 配布方法

配布場所及び受付場所又は村ホームページからダウンロードできます。  
郵送による配布は行いません。

#### エ 受付期間

令和8年6月1日（月）から7月31日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください（郵送による提出は認めません。）。

#### カ 費用の負担

応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

### (2) 申請書類

#### ア 登録申請書（様式1：1部）

#### イ 一般乗用旅客自動車運送事業許可証（写し 1部）

#### ウ 事業内容説明書（事業者概要、事業計画書、現在の事業実績（任意様式：1部）

エ 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る申請の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、選定の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

イ 参加者は、提出した書類等について説明を求められた場合は、自己の負担において、速やかに書面をもって説明していただきます。

6 事業者選定方法

(1) 参加資格等の確認

事業者が提出した書類等の審査を行い、事業者が参加資格を満たすこと及び実施要綱、契約書に基づいて履行できることを確認します。必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 協力事業者の決定

参加資格を満たし履行が可能であると確認できた事業者に、千早赤阪村地域公共交通利用料助成事業協力事業者登録通知書（様式第2号）を通知する。

(3) 協力事業者の結果

登録結果は、本村広報紙及びホームページに掲載します。

7 その他

登録申請にあたっては、実施要綱、登録要領等を熟読し遵守して下さい。